

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

平素は、市税につきまして格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業の用に供される資産（償却資産）の所有者についても課税されることになっております。

償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産を、その年の1月31日までに申告することになっておりますが、事務処理の都合上、令和6年1月15日(月)までに提出してくださるようご協力をお願いします。

資産の多少・異動の有無にかかわらず申告は必要です。



愛知県弥富市

令和6年度償却資産（固定資産税）の申告について

I 儻却資産の申告について

1 申告していただく方は

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートの貸し付け、太陽光発電などの事業を行っている方で、毎年1月1日現在に弥富市内に事業用の償却資産を所有している方です。

償却資産の分離課税について

平成16年4月1日以後に家屋の所有者以外の者が取り付けた内装等附帯設備については、取り付けた者の事業の用に供する資産であれば、取り付けた者を所有者とみなしますので、償却資産の申告が必要になります。

2 提出書類

償却資産申告書（提出用）及び種類別明細書（提出用）

※ 前年中に異動があった資産を加除修正し、送付した申告書を全て提出してください。記入方法

は6ページ以降を参照してください。

※ 他の用紙を使用されるときは、本市から送付した償却資産申告書等を修正せず、そのまま添付してください。

3 提出期限

令和6年1月31日（水）

※ 事務処理の都合上、1月15日（月）までに提出してくださるようご協力をお願いします。

4 提出先及び問合せ先

弥富市役所 総務部 税務課 資産税グループ

愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地（〒498-8501）

電話〈0567〉65-1111(代) 内線 212・213・214

弥富市ホームページでは、償却資産申告書等の各様式をダウンロードすることができます。

※ 申告書を郵送される方で控用に受付印を必要とされる場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください（受付印は、申告書のみです）。同封されていない場合は、返送いたしかねますのでご注意ください。

5 申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられることがあります。

II 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の有形固定資産で、その減価償却費が所得税法又は法人税法の規定により所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で所得税又は法人税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようなものがあります。

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)等
第3種	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト(分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

※ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ・ 企業会計上、簿外資産として取り扱われている資産。
- ・ 企業会計上、建設仮勘定に計上されている資産。
- ・ 所得税又は法人税法上、減価償却が終わり、備忘価額（1円）のみが計上されている資産。
- ・ 遊休資産及び未稼働資産。
- ・ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等した資産（中小企業者等の少額資産の損金算入の特例、グリーン投資減税等）。
- ・ 改良、修繕のために支出した金額のうち、資本的支出に該当し、税務会計上、資産計上されている資産（改良等を加えた本体の取得価額とは合算せず、当該改良費、修繕費を一つの資産とみなして、別個に記載してください。）。

※ 以下のものは、償却資産の申告の対象にはなりません。

- ・ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの。（所得税法施行令138、法人税法施行令133）
- ・ 取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し損金又は必要な経費に算入されたもの。（所得税法施行令139①、法人税法施行令133の2①）

2　納税義務者

賦課期日（1月1日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

3　課税標準額

賦課期日現在における全資産の決定価格の合計が課税標準額となります。ただし、特例が適用される資産がある場合は、この合計額から特例による軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

4　耐用年数の変更（平成20年度税制改正）

平成20年度の税制改正により、機械及び装置を中心に資産区分の変更（390区分→55区分）が行われ、法定耐用年数も見直されましたが、償却資産の評価は、原則として、前年度の評価額を基礎に、耐用年数に応じた減価を考慮して行うこととされています。資産の取得時に遡って再計算するものではありませんので、ご注意ください。

5　免税点

全資産の課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

6　税率

税率は1.4／100（固定資産税標準税率）です。

7　納期

年税額を4月・7月・12月・翌年2月の4回に分けて、納めていただくことになります。

8　実地調査について

平成18年度税制改正において、市町村長の国税資料（所得税又は法人税に関する書類）の閲覧等が法定化され（地方税法354の2）、国税と市税（償却資産）の申告内容の比較が可能になりました。これにより、申告された内容について地方税法第408条の規定に基づいて調査等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また、調査の結果によっては、その年度だけでなく過去に遡って課税することができますので、ご理解いただきますようお願いします。

III 債却資産の評価について

1 評価額の計算方法

債却資産の評価に際しては取得時期、取得価額及び耐用年数が基本になります。

債却資産の評価額は、次の算式により求めます。

- (1) 前年中（令和5年中）に取得した債却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{「前年中取得」の減価残存率}$$

- (2) 前年前（令和4年以前）に取得した債却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{「前年前取得」の減価残存率}$$

(参考)

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
年			年			年		
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	25	0.956	0.912
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	30	0.963	0.926
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	35	0.968	0.936
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	40	0.972	0.944
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	45	0.975	0.950
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	50	0.977	0.955
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	60	0.981	0.962

2 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2又は同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例は、重要基礎産業の発達促進、企業設備の近代化、原価引下げ等により国際競争力を高める等の見地から、設けられています。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産税特例適用申請書**」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

※「**固定資産税特例適用申請書**」は、市ホームページからダウンロードできます。

課税標準の特例の対象となる主な償却資産の例

根拠条項	特例対象資産	特例割合	取得期間	添付書類
法附15条1項2号	特定倉庫に附属する機械設備	最初の5年間 (附属機械設備) 3／4	令和4年4月1日から 令和6年3月31日の間	総合効率化計画認定通知書(写)
法附15条2項1号	汚水または廃液の処理施設	1／2	令和4年4月1日から 令和6年3月31日の間	特定施設設置(使用・変更)届出書(写)
法附15条2項2号	ごみ処理施設	1／2	令和4年4月1日から 令和6年3月31日の間	一般廃棄物処理施設設置許可申請書(写)
法附15条25項1号	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電 1,000kw未満	最初の3年間 2／3	令和2年4月1日から 令和6年3月31日の間	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写)
法附15条32項	特定事業所内保育施設	最初の5年間 1／2	平成29年4月1日から 令和6年3月31日の間	企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書(写)
旧法附64	先端設備等導入計画に基づき新規取得した事業用家屋及び償却資産	最初の3年間 0	令和3年4月1日から 令和5年3月31日の間	先端設備等導入計画(写) 先端設備等導入計画に係る認定書(写) 工業会証明書(写) ※事業用家屋については、別に添付書類が必要となります。
法附15条45項	先端設備等導入計画に基づき新規取得した償却資産	最初の3年間 1／2	令和5年4月1日から 令和7年3月31日の間	先端設備等導入計画(写) 先端設備等導入計画に係る認定書(写) 投資計画に関する確認書(写)
法附15条45項	先端設備等導入計画に基づき新規取得した償却資産 ※賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合	最初の5年間 1／3 ※令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した設備は、最初の4年間	令和5年4月1日から 令和7年3月31日の間	先端設備等導入計画(写) 先端設備等導入計画に係る認定書(写) 投資計画に関する確認書(写) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)

※ご不明な点がございましたら、税務課資産税グループ(0567-65-1111 内線212. 213. 214)までお問い合わせください。

(注) 課税標準の特例を受ける資産は、特例の適用を受けない資産と区別して別の行に記入してください。

3 割賦販売、リース資産について

(1) 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。(地方税法第342条第3項)

(2) リース資産

リース資産（ファイナンスリース）については、通常リース会社からの申告となり、申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付リースの所有権留保付割賦販売に相当するものなど、ユーザーが申告をする必要があるものもありますので、取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。※所有権移転外ファイナンスリース取引について、平成19年度税制改正により所得税、法人税の処理方法が変更されました。固定資産税においては、従来どおりリース会社からの申告となります。

IV 償却資産申告書・種類別明細書の書き方

1 種類別明細書について

(1) 弥富市様式により申告される場合

前年度申告の際、弥富市様式にて申告された方については、種類別明細書に令和5年1月1日現在の申告資産が印字してあります。前年中に異動があった資産を加除修正してください。

(2) 電算処理による独自様式又はエルタックス（eLTAX）により申告される場合

すべての資産を種類別明細書にて申告してください。

2 具体的な記入のしかた

償却資産申告書・種類別明細書の具体的な記入方法につきましては、7ページ以降の記載例をご覧ください。

申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので、次の事項にご留意ください。

《一般的な留意事項》

- 1 前年中に資産の異動がなかった方は、償却資産申告書の備考欄の「増減なし」を○で囲んでください。
- 2 用紙は感圧複写式（ノーカーボン）で、償却資産申告書・種類別明細書とも2枚1組となっていますので、ずれないようにし、下敷きなどを敷いて記入してください。
1枚目が提出用、2枚目は控用ですので、1枚目を提出してください。
- 3 個人番号又は法人番号欄について、控用の個人番号又は法人番号欄は複写されない加工となっています。
- 4 令和5年度申告まではOCR（光学的文字符認識）に対応していましたが、令和6年度申告から、用紙の廃盤に伴う変更により非対応となりました。

償却資産申告書の記載例

 申告書記入部分

<p>1 住所（又は納税通知書送付先）、郵便番号及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。</p>	<p>2 氏名を記入し、ふりがなを付してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。※押印は必要ありません。 屋号があれば記入してください。</p>	<p>3 所有者の個人番号又は法人番号を右詰めで記入してください。</p>	<p>6 この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。</p>
<p>申告書提出日及び申告年度を記入してください。</p>		<p>4 事業種目を具体的に記入してください。例えば、建設業、飲食業等。 また、資本金又は出資金等の金額を記入してください。</p>	
<p>令和6年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）</p>			
<p>受付印</p>			
<p>令和6年 1月 10日 (宛 先) 弥 富 市 長</p>			
<p>所 有 者 1 住 所 (又は納税通 知書送付先) テ 498-0017 やとみしまえがすかうみみなみほんてん 弥富市前ヶ須町南本田335番地 (電話 0567-65-1111) 2 氏 名 (法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名) やとみでんきかぶしきがいしゃ 弥富電気株式会社 代表取締役 弥富一郎 (屋号)</p>			
<p>第二十六号様式 (提出用)</p>			
<p>行政区 世帯コード 所有者コード</p>			
<p>3 個人番号又 は法人番号 4 事業種目 (資本金等の額) ●電気機器製造業 (10 百万円) 5 事業開始年月 ●昭和45年 7月 6 この申告に応答す る者の係及び氏名 経理 弥富太郎 (電話 0567-65-1112) 7 税理士等の氏名 弥富花子 (電話 0567-65-1113) 8 短縮耐用年数の承認 有・無 9 増加償却の届出 有・無 10 非課税該当資産 有・無 11 課税標準の特例 有・無 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 14 青色申告 有・無</p>			
<p>15 事業所等資産の所在地を記入してください。屋号がある場合は必ず屋号も記入してください。 また、2ヵ所以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。 (法人は事務所所在地、個人は主たる資産所在地)</p>			
<p>16 借用（リース）資産の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の名称等を記入してください。</p>			
<p>① 弥富市鯛浦町上本田95番地7 ② _____ ③ _____</p>			
<p>16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 弥富リース（株）</p>			
<p>17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家</p>			
<p>18 備考（添付書類等）該当する項目に○をつけて下さい。 ① 資産増減あり ② 増減なし ③ 該当資産なし ④ 廃業・解散・転出等(年月日)</p>			
<p>1 一枚目</p>			
<p>※身元確認 □済 □未済 (確認資料) □個人番号カード □運転免許証 □代理権限証書 □税理士証票 □その他</p> <p>※番号確認 □済 (確認資料) □個人番号カード □通知カード □住民票 □システム</p> <p>資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計</p> <p>評価額 (単位) 十億 千 百万 千 円 1 550 000</p> <p>決定期格 (単位) 十億 千 百万 千 円 2 000 000</p> <p>課税標準額 (単位) 十億 千 百万 千 円 1 149 000</p> <p>合計 54 610 000 620 000 2 300 000 56 290 000</p> <p>(イ)～(ト)は申告していただいた明細をもとに、市で 算出します。 ただし、電算申告の方は記入してください。</p> <p>※処理欄 受取 異動 送り 処理 確認 変更 社名送付先</p>			
<p>○ハイライトの部分・※欄は記載する必要はありません。</p>			

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

申告書記入部分

（注）弥富市においては、種類別明細書（減少資産用）の用紙は送付しておりません。

申告年度を記入してください。

令和6年度

種類別明細書（増加 資産・全資産用）

所有者名	1枚のうち
弥富電気株式会社	1枚目

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者名
氏名又は名称を記入してください。

摘要
当該資産について、次のような事項を記入してください。

- イ. 減少事由
売却
廃棄
移動
一部減少
その他の事由
- ロ. 非課税又は課税標準の特例がある資産については、その適用条項
(例、法349条の3第1項)
※ 証明書類等確認できるものを添付してください。
- ハ. 他の市町村から移動して受け入れた資産については、その旨の表示と移動年月。
(例、5年4月企業内移動)
- 二. その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。
(例、申告もれ等)

増加事由
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受入れ
4 その他
該当する番号を○で囲んでください。

耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。

中古資産について、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。
短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。この場合「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

- ①資産が減少した場合
該当資産の「資産の名称等」から「耐用年数」までを線引にて抹消してください。
- ②資産が一部減少した場合
該当資産の取得価額を線引にて抹消し、正しい残存価額を記入してください。
- ③資産の名称等を訂正する場合
該当資産の訂正したい箇所を線引にて抹消し、正しい名称等を記入してください。
- ④資産が増加した場合
該当資産の種類、名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記入してください。

- 資産の種類**
1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品
- 該当する番号を記入してください。

そのままパンチ入力しますので、文字、数字は欄内に明確に記入してください。
「！」や「同上」は不可。

取得年月
当該資産の取得年月を記入してください。
年号欄……… 3 → 昭和
年号欄……… 4 → 平成
年号欄……… 5 → 令和

取得価額
当該資産の取得価額を記入してください。
取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいいます（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。）。
また、所得税法及び法人税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

3 償却資産申告書の書き方（7・8ページ記載例参照）

欄	記入のしかた	留意事項
1 住所（又は納税通知書送付先）	住所（又は納税通知書送付先）、郵便番号及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。	原則として主たる事務所等の所在地を記入することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っておれば、当該事務所等の所在地を記入することになります。
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	氏名を記入し、ふりがなを付してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。 ※押印は必要ありません。 屋号があれば記入してください。	
3 個人番号又は法人番号	社会保障・税番号(マイナンバー)制度導入により、通知された番号を記入してください。	個人番号等の確認のため、個人番号カード・通知カード・住民票の写し等を提示してください。
4 事業種目（資本金等の額）	事業の種目を具体的に記載してください（例えばミシン製造業、自動車販売業等）。 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。	2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
5 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。	
6 この申告に応答する者の係名及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。	
8 短縮耐用年数の承認	所得税法又は法人税法の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「承認通知書」の写しを添付してください。
9 増加償却の届出	所得税法又は法人税法の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「届出書」の写しを添付してください。
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価格等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。
12 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び所得税法又は法人税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められていません。

欄	記入のしかた	留意事項
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
14 青色申告	所得税法又は法人税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	
15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地	市内における事業所等資産の所在地を記入してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1ヵ所だけでその所在地が「1住所（又は納税通知書送付先）」と同一の場合には、本欄の記入の必要はありません。
16 借用資産（有・無）	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。	
17 事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。	
18 備考（添付書類等）	次のような事項を記入してください。 ① 資産の異動について、該当する箇所を○で囲んでください。 ② 短縮耐用年数の短縮の承認通知書の写し、増加償却の届出書の写し等の添付した書類の名称 ③ 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ④ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ⑤ 前年中の所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑥ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所及び氏名 ⑦ その他この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	
取得価額 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 ((イ)前年前に取得したもの)-(ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したもの)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	前年前に取得したもの(イ)の額は前年度の申告書の(ニ)の欄の額と同じです。 (前年申告済の方は電算打ち出ししてあります。)
評価額(ホ) 決定価格(ヘ) 課税標準額(ト)	記入する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入を必要とします。	電算機により計算します。

4 種類別明細書の書き方（9・10ページ記載例参照）

(1) 前年中に増加した資産

種類別明細書（増加資産・全資産用）に前年度までに申告された全資産が電算により打ち出してありますので、これに統一して下記要領で増加資産を記入してください。

欄	記入のしかた	留意事項
所有者名	氏名又は名称を記入してください。 また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
資産の種類	「1.構築物」「2.機械及び装置」「3.船舶」「4.航空機」「5.車両及び運搬具」「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。	
資産コード	記入する必要はありません。	電算機により自動的に番号が打たれます。
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記入してください。	ていねいに記入してください。
数量	資産の数量を記入してください。	
取得年月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記入してください。年号欄については、「3.昭和」「4.平成」「5.令和」の年号に対応する数字を記入してください。	
取得価額(イ)	当該資産の取得価額を記入してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 また、所得税法又は法人税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。	昭和25年12月31日以前に取得された資産については「物価の変動に応ずる補正倍数表」により、その取得価額を補正する必要があります。 詳細は、担当課へお尋ねください。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず耐用年数の短縮の承認通知書の写しを添付してください。
減価残存率(ロ)	記入する必要はありません。	

欄	記入のしかた	留意事項
価額(ハ)	記入する必要はありません。	価額の求め方は、4ページの「評価額の計算方法」を参考してください。
課税標準の特例 (率・コード)	記入する必要はありません。ただし、「摘要」欄に該当する条項を記入してください。	
課税標準額	記入する必要はありません。	
増加事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。 (明細書の最下部に増加事由が記載してあります。)	
摘要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ① 課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：法第349条の3第1項） ② 割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等 ③ 耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④ 短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤ 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥ その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項	
(注) 「法」…地方税法		

(2) 前年中に減少した資産

種類別明細書（増加資産・全資産用）に打ち出してある該当資産を9・10ページの①を参考に線引にて抹消し、摘要の欄に減少の事由（売却、廃棄、移動、その他）を記入してください。

なお、一部減少の場合は、9・10ページの②を参考に修正し、正しい残存価額を記入してください。

〔注〕弥富市においては、種類別明細書（減少資産用）の用紙は送付しておりません。

(3) 資産の名称等の訂正の場合

資産の名称や取得価額等に誤りがあるときは、9・10ページの③を参考に当該部分だけを線引にて抹消し、正しい名称や取得価額を記入してください。

地方税ポータルシステム
エルタックス
弥富市の償却資産（固定資産税）の申告は **eLTAX** を利用して電子申告ができます。

エルタックスは地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

◆PCdesk（電子申告ソフトウェア）で簡単に電子申告が行えます。

電子処理による独自の様式で申告される方は、種類別明細書については、PCdeskの添付資料機能により独自様式データを添付するだけで申告データとすることができます。PCdeskはエルタックスホームページから無償で取得できます。

◆利用手続などの詳細は、エルタックスホームページで！ <http://www.eltax.lta.go.jp/>



エルタックス で **検索** できます。

ヘルプデスク電話番号 0570-081459（左記でつながらない場合は、03-5521-0019）